

ICT街づくり推進会議 共通ID利活用SWG 中間報告

平成26年3月19日

検討の背景・目的等

1. 背景・目的

ICT街づくり推進会議(座長:住友商事株式会社 岡相談役)において検討されている共通プラットフォームの実現に不可欠な「共通ID」を支える基盤として、民間サービスの共通インフラとしての幅広い利活用も期待される「公的個人認証サービス」について、通信・放送分野における当該サービスの利活用のあり方と、当該利活用の促進策を検討し、「共通ID」の普及促進を図ることを目的とする(SWGでは具体的・技術的な検討を実施)。

2. 検討事項

- (1)放送・通信分野における公的個人認証サービスの普及のためのユースケースの明確化
- (2)上記ユースケースの実現のための、制度面・技術面等の課題の抽出・検討
- (3)その他

3. 検討のポイント

- (1)公的個人認証サービスの利活用のユースケースを具体化するとともに、それらの検証の優先順位を明確にする。
- (2)ユースケースの実現にあたり、関係事業者に必要な「作業」と「コスト」の具体化を図る。
- (3)ユースケース実現に向けた「技術面」、「ルール面」の課題を抽出し、それらの解決の方向性を提示する。
- (4)今後の実証実験の進め方の具体化を図る。

SWGの開催状況

～これまでの審議経過～

会合	開催日	議事
第1回SWG	平成26年1月29日	<ul style="list-style-type: none">○ 共通ID利活用サブワーキンググループの開催について○ 本サブワーキンググループの検討の方向性について○ 想定されるユースケースモデルについて
第2回SWG	平成26年2月26日	<ul style="list-style-type: none">○ 公的個人認証サービス利活用の際の具体的な業務フローについて○ 公的個人認証サービスのユースケースについて<ul style="list-style-type: none">・一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟・フィデアホールディングス株式会社・株式会社クレディセゾン・日本郵便株式会社
第3回SWG	平成26年3月12日	<ul style="list-style-type: none">○ 公的個人認証サービスのユースケースについて<ul style="list-style-type: none">・日本生命保険相互会社・富士通株式会社・一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟

公的個人認証法改正の概要

- 「社会保障・税番号制度」の導入に伴い、「公的個人認証サービス」に従来の「電子署名」の機能に加えて、「電子利用者証明」の機能が追加（「マイ・ポータル」への安全なログイン手段）
- また、従来は「電子署名」の検証は行政機関等に限定されていたが、今後は「電子署名」及び「電子利用者証明」の検証は、総務大臣が認める民間事業者も可能

	現状	今後
根拠法令	電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律
サービス提供主体	都道府県	地方公共団体情報システム機構
媒体	住民基本台帳カード	個人番号カード
機能	・電子署名	・電子署名 ・電子利用者証明
検証者	・行政機関等	・行政機関等 ・総務大臣が認める民間事業者



(参考:個人番号カードの主な機能)

- ・個人番号の確認
- ・公的個人認証
- ・身分証明書
- ・自治体の独自サービス

公的個人認証利活用のユースケースモデル

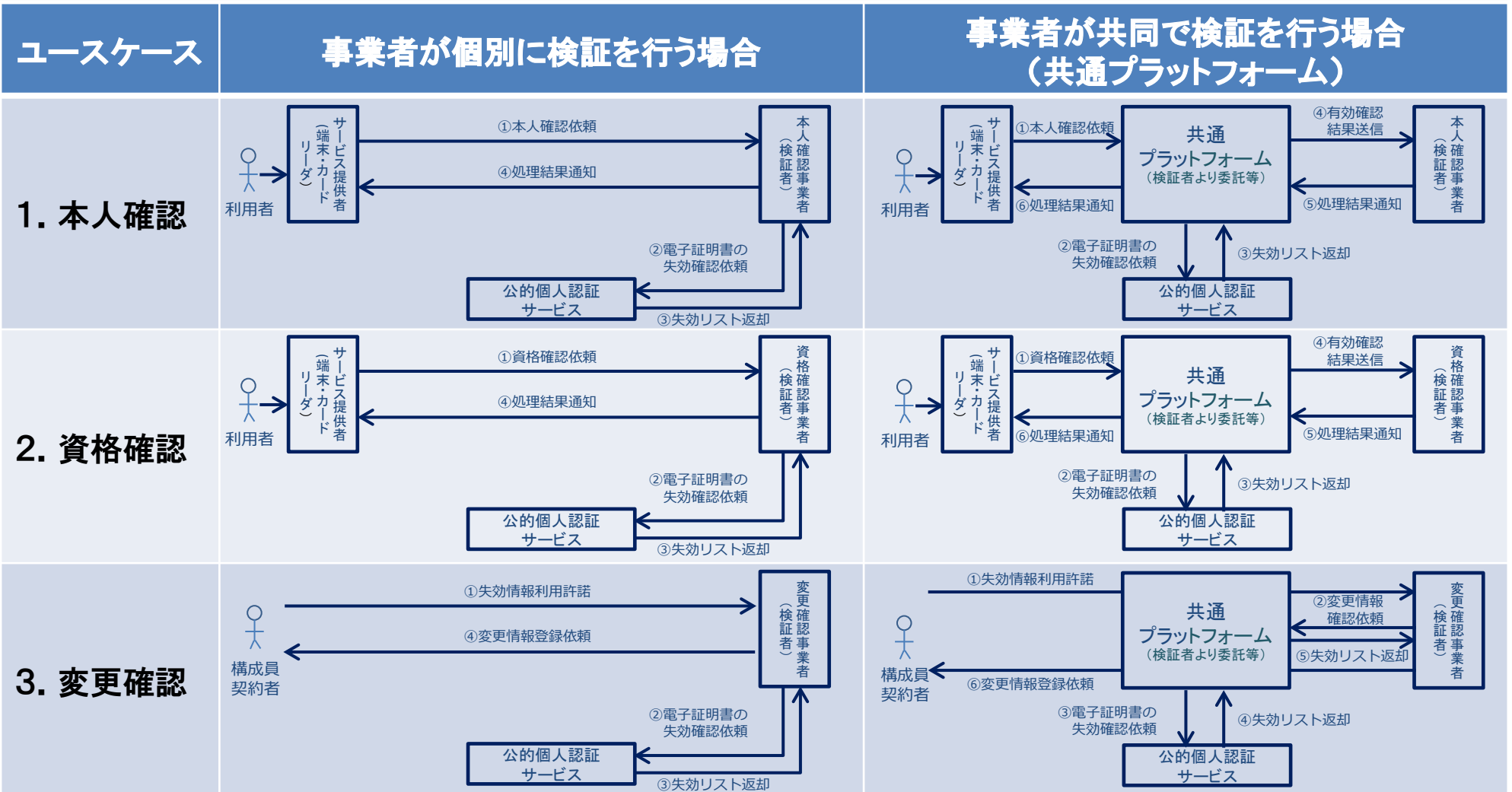
- 「公的個人認証サービス」の活用により、安全・確実な本人確認等が可能となり、高いセキュリティレベルが要求される各種サービスにおける様々な利用シーンが想定
- 具体的には、以下の3つのユースケースモデルに分類することが可能

ユースケース概要	メリット	適用例
1. 本人確認 各種サービス契約・提供時において、利用者が本人であることを確認する業務	○利用者 公的証明書のコピー、郵送等の手間が省ける。 ○本人確認事業者 電子的本人確認が可能となり、適切なサービス提供等が可能となる。	・携帯電話契約時の本人確認 ・生命保険契約時の本人確認 ・銀行口座開設時の本人確認
2. 資格確認 各種サービス提供時において、利用者にサービスを受ける資格があることを確認する業務	○利用者 1枚のカードで多種多様なサービスを受けることができる。 ○資格確認事業者 電子的資格確認が可能となり、適切なサービス提供等が可能となる。	・IP-VODサービス提供時の資格確認 ・支払/預金引落とし等の資格確認
3. 変更確認 各種サービスの契約者の基本4情報の変更の有無を確認する業務	○利用者 変更確認事業者に対する基本情報等の変更手続きを失念していた場合について、アナウンスを受けることが可能となる。 ○変更確認事業者 利用者における電子証明書の有効性が確認でき、基本4情報等に対する何かしらの変更が入ったこと等が確認できる。	・生命保険契約者の変更情報確認 ・銀行口座契約者の変更情報確認 ・権利者団体構成員の変更情報確認

(第1回、第2回SWG小尾構成員説明資料等より)

公的個人認証利活用のユースケースモデル

- 各ユースケースにおける機能構成図の概要は以下のとおり
- 電子署名及び電子利用者証明の検証の機能を「共通プラットフォーム」として複数の事業者が共同で整備することにより、アプリケーション実装等が軽減されることが期待される



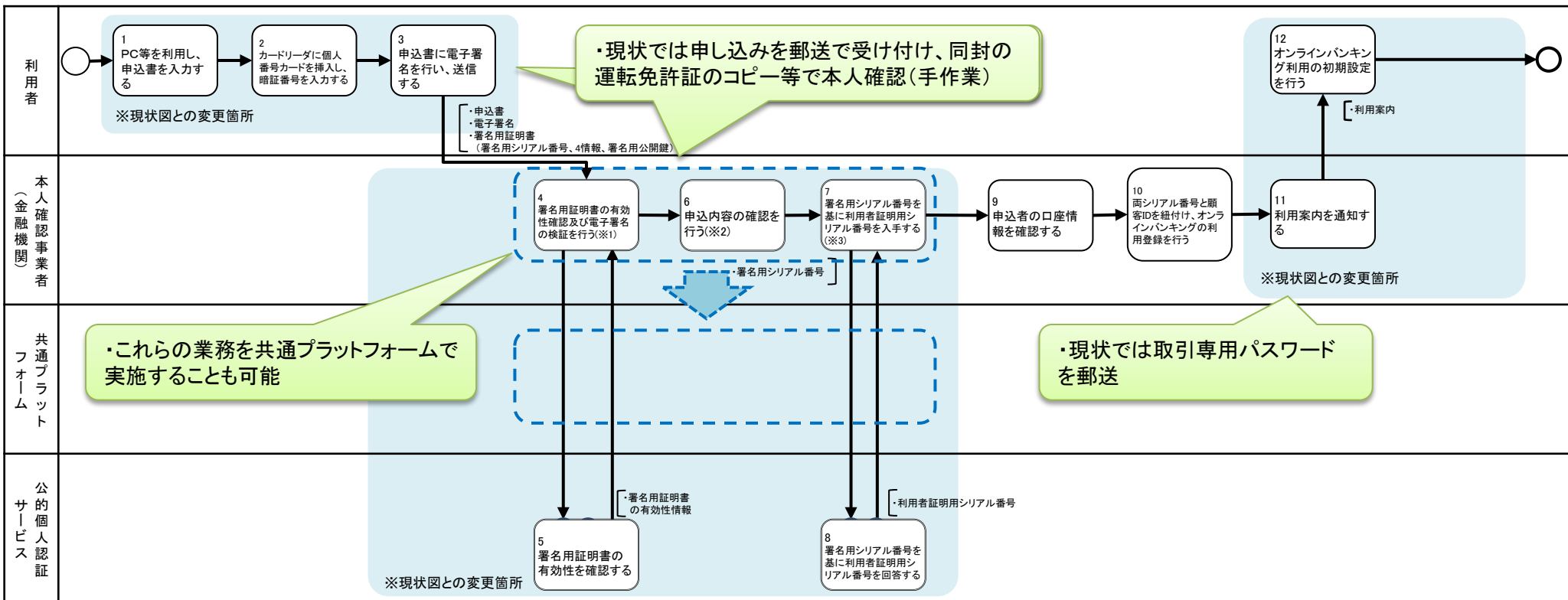
公的個人認証サービス利活用の際の具体的な業務フロー(本人確認の例)

～各種サービス契約・提供時において、利用者が本人であることを、公的個人認証サービス(電子署名)を用いて確認～

<オンラインバンキング利用申込の例>

○概要: 個人番号カードに搭載される公的個人認証サービスの電子署名の機能を活用して、オンラインバンキング利用の申込を行うことにより、本人確認処理を即時かつ確実に実施できる。また、利用者にとっては、本人確認書類の準備・送付の手間が省ける。

○前提: 利用者本人の口座を当該金融機関に持っており、所有する個人番号カードを用いてインターネット経由で申込できる環境があること。



凡例 ○ :業務の開始 ○ :業務の終了 → :作業の流れ ◇ :判断分岐の内容 ~を~する :作業の内容(手作業) ~を~する :作業の内容(システムを利用した処理) [:注記

備考 (※1) 署名用証明書が正当な機関から発行されたこと・有効期間内であること・失効されていないこと、及び送付された申込書がその作成名義人により作成されたこと・改ざんされていないことを確認する。
 (※2) 申込書に記載の申込者情報(氏名、生年月日、住所等)と、署名用証明書に含まれる4情報(氏名、生年月日、住所、性別)の内容が一致していることを確認する。
 (※3) 利用者が、ID・パスワードではなく、個人番号カード(公的個人認証サービスの電子利用者証明の機能)でサービス利用できるようにするための処理。

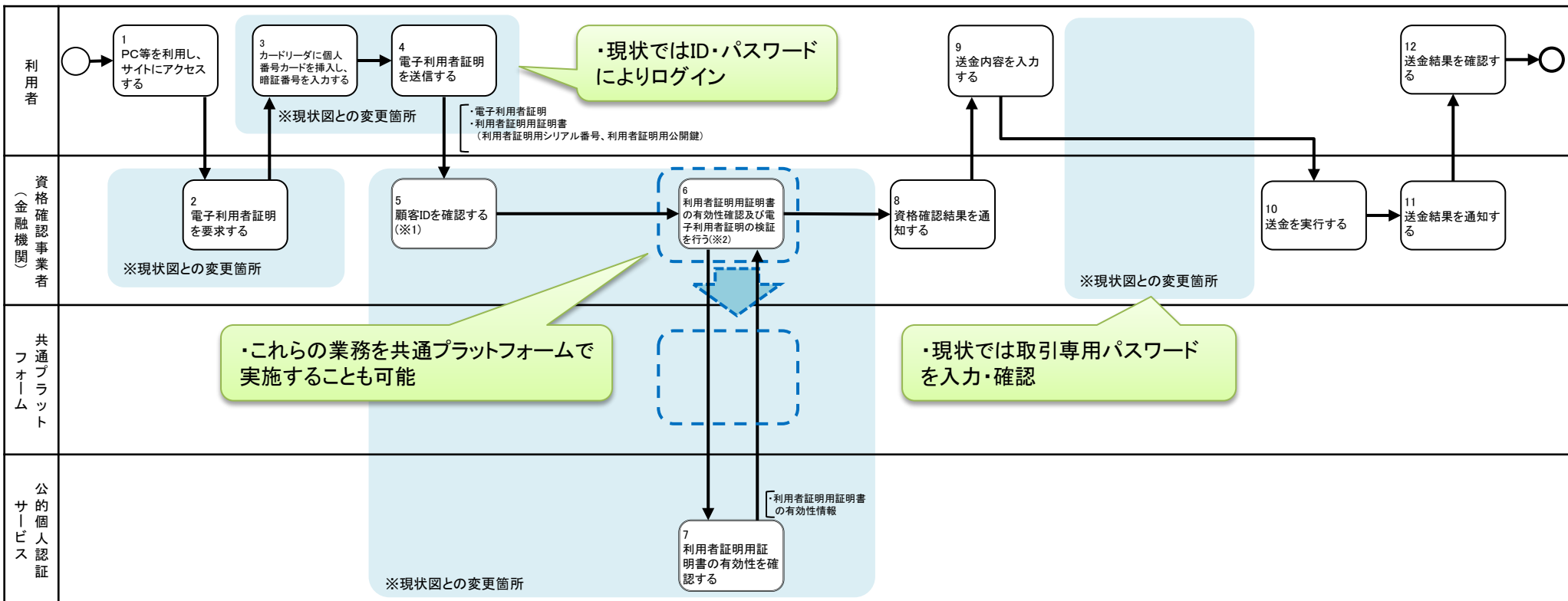
公的個人認証サービス利活用の際の具体的な業務フロー(資格確認の例)

～各種サービス提供時において、利用者にサービスを受ける資格があることを、公的個人認証サービス(電子利用者証明)を用いて確認～

<オンラインバンキング送金手続の例>

○概要: 個人番号カードに搭載される公的個人認証サービスの電子利用者証明の機能を活用して、オンラインバンキングによる送金依頼を行うことにより、マトリクスコードやワンタイムパスワード発行、入力等の手間が省ける。

○前提: 利用者が個人番号カードを所有しており、当該カードを用いてオンラインバンキングを利用できる環境があること。



凡例

○ : 業務の開始 ○ : 業務の終了 → : 作業の流れ ◇ : 判断分岐の内容 [] : 注記

～を～する : 作業の内容(手作業) [] : 作業の内容(システムを利用した処理)

備考

(※1) 利用者証明用シリアル番号と紐付けられた顧客IDを基に、利用者がログインを認めて良い相手かどうかを判断する。

(※2) 利用者証明用証明書が正当な機関から発行されたこと・有効期限内であること・失効されていないこと、及び電子利用者証明が利用者により送信されたこと・改ざんされていないことを確認する。

想定されるユースケース例 ～SWG参加民間事業者へのアンケート結果～

項番	ユースケース	サービス概要	JPKIの機能		
			本人確認	資格確認	変更確認
1	銀行業務における本人確認が必要な取引全般 (項番2と同旨)	口座開設のみならず、10万円以上の振込取引など本人確認が必要な取引は極めて多く、運転免許証、保険証の提示など不安となり、顧客利便に大。	○		
2	犯罪収益移転防止法で規定される取引をはじめ、利用者受益のための多くのサービス (項番1と同旨)	窓口での本人確認時のエビデンスの電子化、インターネット経由での本人確認。	○		
3	生命保険加入時の本人確認での利用	生保レディが新規契約者に対して、タブレット等で契約手続きをフォローする際に、現状は免許証等の本人確認書類を新規契約者に郵送してもらっているが、個人番号カード活用して、その場で本人確認を行う。	○		
4	金融機関の施設を住民サービスの拠点として「公的証明書交付」、「電子申請手続き」を実現	金融機関の施設に自治体共通の行政KIOSK等を設置し、マイナンバーカードの公的個人認証サービス(電子署名)を利用し公的証明書の交付、電子申請手続きを実施。交付に必要な手数料はキャッシュカードにてその場で決済。	○		
5	銀行内業務での利用	利用者が住所等、基本情報変更手続きを失念することを考慮し、公的個人認証サービスを利用して利用者基本情報に変更が発生しているか調査する。			○
6	生保内業務での利用	利用者が住所等、基本情報変更手続きを失念することを考慮し、公的個人認証サービスを利用して利用者基本情報に変更が発生しているか調査する。			○
7	銀行口座保持者の資格確認	JPKIによる本人確認と連動して、本人が利用している銀行、口座番号等の資格情報を入手可能とする。 マイナンバーカードをキャッシュカードの代わりに利用可能とする。		○	
8	インターネット銀行・証券のログインや、高額対価品と交換可能なポイントサービスのログイン等	高セキュリティ、標準的な操作でのオンライン認証。		○	
9	クレジットカードのオンライン申込	クレジットカード発行にて本人限定受取郵便にて発送し、本人確認を行う。	○		

想定されるユースケース例 ～SWG参加民間事業者へのアンケート結果～

項番	ユースケース	サービス概要	JPKIの機能		
			本人確認	資格確認	変更確認
10	カードホルダーの住所変更時の確認	住所変更に伴う請求書戻り、更新カード戻りの際に行う変更確認調査業務。			○
11	クレジットカード加入者の資格確認	JPKIによる本人確認と連動して、本人が利用しているクレジットカード会社、会員番号等の資格情報を入手可能とする。 マイナンバーカードをクレジットカードの代わりに利用可能とする。		○	
12	オンライン上でのカード即時発行	審査後にカード番号をユーザーが即時に受け取れる、又は電子証明書の発行番号にカード番号を紐付けることで審査終了後に即利用可能とする。		○	
13	医療機関窓口における本人確認 (項番14と一部同旨)	医療機関の受診などの際、健康保険証に代わるメディアとして番号カードを提示。番号カード内のJPKI認証用証明書を用いて本人確認を行う。 セキュアな本人確認が可能となることで、電子処方箋等の電子的な記録を個人に紐づけて管理することが可能となる。これにより、例えば電子お薬手帳のような記録管理や電子予防接種履歴のような履歴管理に応用することが可能となる。さらに、確実な本人確認が可能となることで、本人同意に基づいて電子処方箋を薬局等に開示して、電子的な処方の連携を行うことが可能となる。具体的には、医療機関でカードによる本人確認ののち、診療を受け、処方箋を電子処方箋として受ける。電子処方箋はクラウド上のしかるべきエリアに保管される。薬局におもむき、カードを提示して電子処方箋の入手を許可することで、薬局は保管された電子処方箋をダウンロードし処方を行う。予防接種等においても、電子的に記録を行い、必要な際にカードを提示してアクセスを許可することで過去にどのような要望接種を受けているかなどの参照が可能となり、安全な医療を受けることが可能となる。本人確認結果をクレジットカードや銀行口座などの決済機能と連携させることで本人負担額の支払いをワンストップで実現することも考えられる。	○	○	
14	医療保険の資格確認と地域医療サービス(処方箋の電子化)における患者の本人確認(項番13と同旨)	公的個人認証カードを健康保険被保険者証、また地域医療カードとして使い、医療機関、薬局間での処方箋の電子化による地域医療サービスにおいて、公的個人認証の認証用証明書により医療機関、薬局での医療保険の資格確認と患者の処方箋情報、調剤実施情報に患者IDを紐づけるための本人確認を行う。	○	○	

想定されるユースケース例 ～SWG参加民間事業者へのアンケート結果～

項番	ユースケース	サービス概要	JPKIの機能		
			本人確認	資格確認	変更確認
15	健康保険被保険者の資格確認	JPKIによる本人確認と連動して、本人が加入している健康保険組合、被保険者番号等の資格情報を入手可能とする。		○	
16	ケーブルテレビセットトップボックスによる本人確認	ケーブルテレビのセットトップボックスを利用して本人確認を行う。JPKIを用いた確実な本人確認を保證することで、ケーブルテレビ網を利用した行政等の各種サービスへのログイン、アクセスの管理を円滑化する。例えば、ケーブルテレビの情報番組や文字放送等を活用して行政からの講座やイベントの案内などを行い、その場でセットトップボックスを操作して申し込みページにアクセスして申し込みを実施するといったサービスが考えられる。この際、確実な本人確認にもとづく申し込みページへのアクセスを可能とすることで、例えば住民限定の申込みといった個人属性に応じたあつかいなども可能となる。また、決済と連携することで施設の利用料などの支払いにも連動可能である。通知として、税の督促といったものも考えられ、これらも決済と連携することで、その場で支払いを済ませることが可能となる。	○	○	
17	「本人限定受取郵便」の本人確認業務での利用	郵便をご利用の企業様(金融機関)等が、犯罪収益移転防止法に求められる本人確認のために「本人限定受取郵便」を利用してカード等を送付されており、弊社配達員が軒先で受取人の身分証明書を確認の上、確認情報を差出人様に電子データで提供している。個人番号カードが普及することを前提にすると、配達員の携帯端末によって個人番号カードのIC情報を読み取り、その情報を電子的に差出人へ提供できる可能性がある。また、本人限定受取郵便において企業様へ本人確認データを連携している既存の仕組みを拡張するなどして、オンラインで、JPKIによる本人確認を代行するサービスの提供が可能であるかもしれない。	○		
18	郵便物受渡の際の本人確認(偽造防止)	不在持ち戻りとなった郵便物等を郵便局の窓口において交付する際に、免許証などによる本人確認を実施する場合があるが、この際、偽造された本人確認証を用いた郵便物の詐取を防止する必要がある、個人番号カードの偽造の有無を電子的に確認することができれば、いっそう厳格な本人確認が可能となる。	○		

想定されるユースケース例 ～SWG参加民間事業者へのアンケート結果～

項番	ユースケース	サービス概要	JPKIの機能		
			本人確認	資格確認	変更確認
19	個人番号カードと利用者証明用電子証明書を利用した社内システムへのログイン認証での利用	在のIC社員証カードに代わって、個人番号カードの利用者証明用電子証明書を利用し、社内システムへのログイン認証等をJPKIにて実施。個人番号カードの利用者証明用シリアル番号と社員IDの紐つけ情報により、IDの入力無でログインを可能とする。		○	
20	マイポータルでの金融機関向けワンストップ申請での利用	複数の契約を有する場合などワンストップで保険の給付申請等の手続きをマイポータルから電子署名にて実施。	○		
21	マイポータルにおける異動情報の通知での利用	氏名、住所等の変更の場合にJPKIの失効情報を元にマイポータルからの通知を受けて本人が住所情報を更新し、更新した情報をもとに各民間サイトにワンストップで異動情報を連絡する。			○
22	マイポータルでの個人向け各種情報の記録と閲覧での利用	個人向けに民間および行政から送付される各種情報(公的証明、納税通知、電子契約書など)がマイポータルと連携する個人ストレージスペースに記録され、マイポータルからの通知を元に、記録された情報への閲覧等を行う。		○	
23	避難所の受付、家族の安否確認での利用	避難所や一時滞在場所における避難者名簿作成や、避難者に対する親戚/知人への安否情報提供のツールとして利用する。		○	
24	ケーブルテレビにおける公的個人認証サービスの活用	セットトップボックスにカードを挿し込み認証を行うことで、医療費情報やジェネリック情報等の提供や、各種通知・お知らせの提供、ECサービス等の月々の料金の代行決済等、ケーブルテレビ網を通じて様々なサービスを提供する。		○	
25	各種事務手続き時の本人(請求意思)確認	契約加入後の各種事務手続き時には、手続き権利者の請求意思としての本人確認を実施している。	○		
26	生保内業務での契約者情報の変更有無確認	契約者が住所等、基本情報変更手続きを失念することを考慮し、公的個人認証サービスを利用して利用者基本情報に変更が発生しているか調査する。		○	

公的個人認証サービスのユースケース例

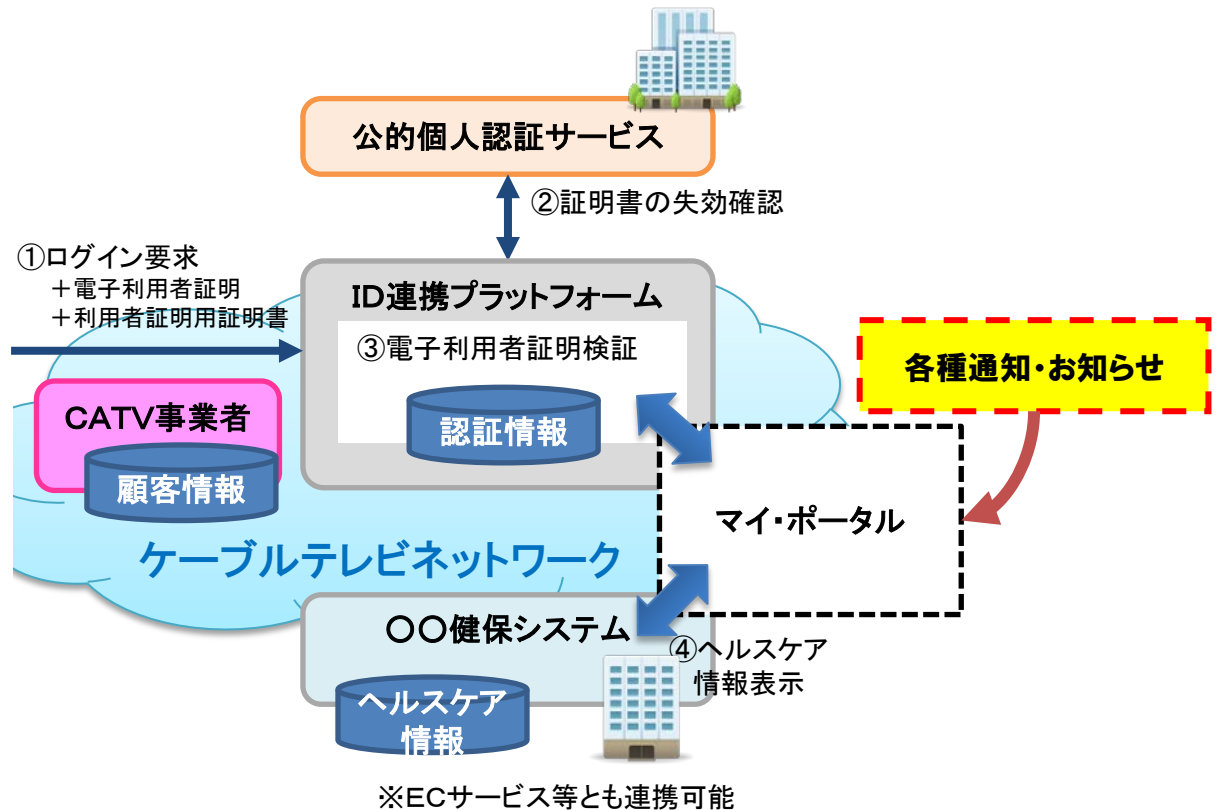
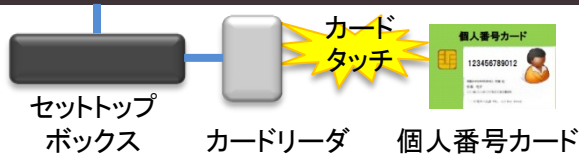
※第2回、第3回SWGにおいて構成員からプレゼンされた内容を前出ユースケースモデルに当てはめ、一部具体化したものです。

ユースケース例(CATV)

●ケーブルテレビにおける資格確認の活用イメージ

ケーブルテレビセットトップボックスのカードリーダーから個人番号カード(公的個人認証サービスの電子利用者証明の機能)を使って認証後、テレビ画面上でヘルスケア情報などセキュリティレベルの高い情報が確認できる。

TV上にメニューを表示



<特徴>

- ・1枚のカードでTV画面から様々なサービスを受けることができるようになる
- ・マイ・ポータルとの連携可能性

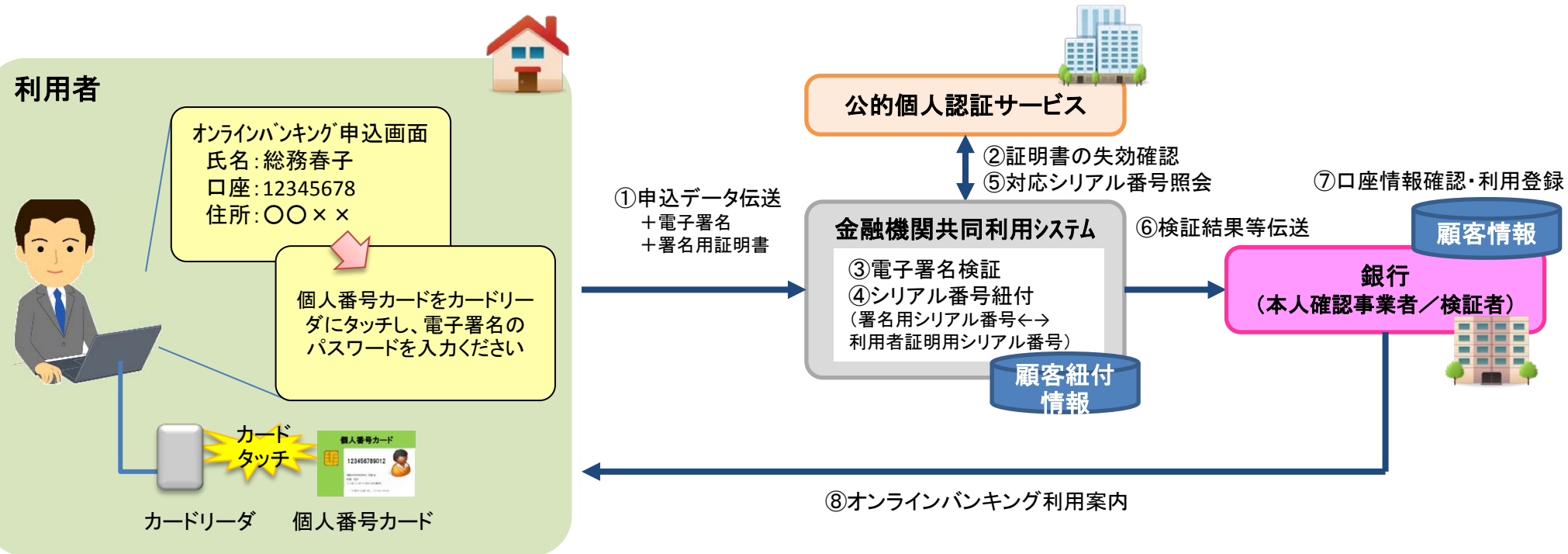
<要検討事項>

- ・認証局とのやりとりによって生ずるコストと必要作業
- ・資格確認機能を使った健保システム等との連携方式
- ・使いやすいユーザーインターフェースの整備 等

ユースケース例(金融・決済)

●金融分野による本人確認の活用イメージ

個人番号カード(公的個人認証サービスの電子署名の機能)を使って、オンラインバンキングの利用申込を行う。また、オンラインバンキング利用時の資格確認のため、顧客情報と利用者証明用シリアル番号との紐付けを行う。



<特徴>

- ・公的証明書のコピー、郵送等の手間が省ける(利用者)
- ・書類の確認作業、郵送コスト(着払い)及び公的証明書のコピー等を保管するコストが削減できる(事業者)

<要検討事項>

- ・金融機関と共通利用システムとの機能分担の明確化
(利用者証明用シリアル番号と顧客情報の紐付け情報の管理等) 等

ユースケース例(金融・決済)

●金融分野における資格確認の活用イメージ

金融機関施設に各種証明書交付や電子申請手続きが可能な行政KIOSKを設置し、個人番号カード(公的個人認証サービスの電子利用者証明の機能)を使って利用可能とすることで、手続きに必要な公的証明書をその場で取得することができる。

住宅ローンの契約に必要な「課税証明書」をその場で取得

〇〇銀行△△支店



カード
タッチ

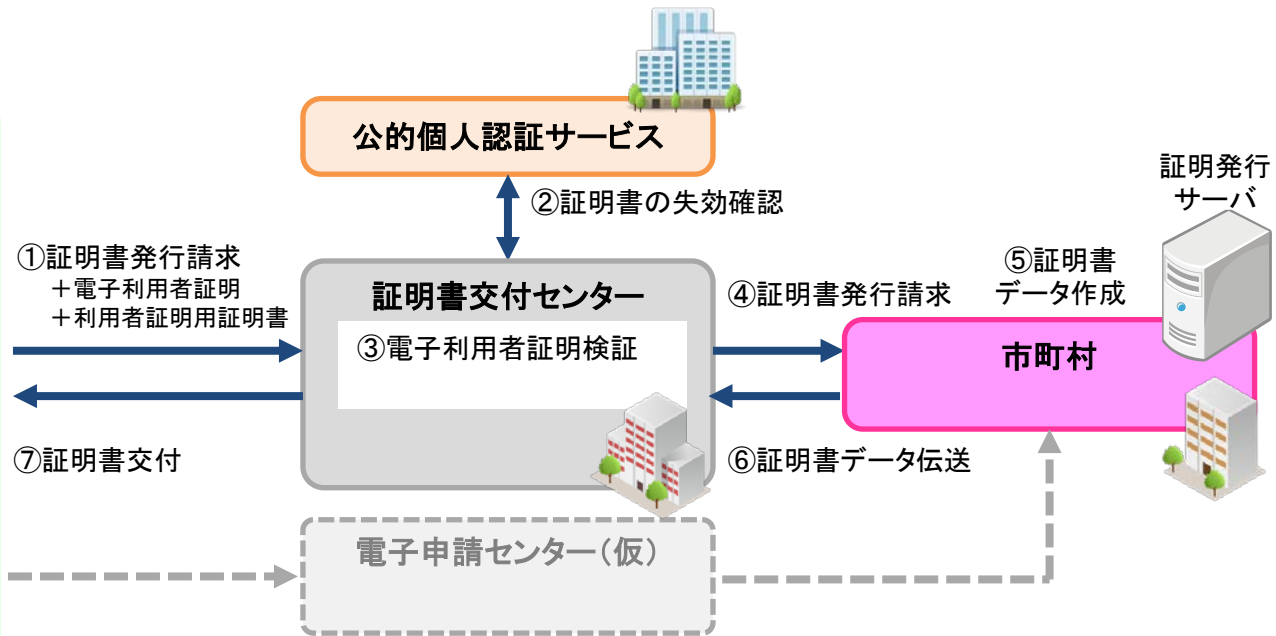


個人番号カード

行政KIOSK、
マルチコピー機 等

【証明書発行手続】(例)
住民票の写し
印鑑登録証明書
市民税証明書
納税証明書
軽自動車納税証明書

【各種 手続】(例)
認可保育所申込
がん検診申込
職員採用試験受験申込
指定自転車駐車場利用申請



<特徴>

・立地環境の良い金融機関の施設を「住民サービス」の拠点として活用することが期待できる

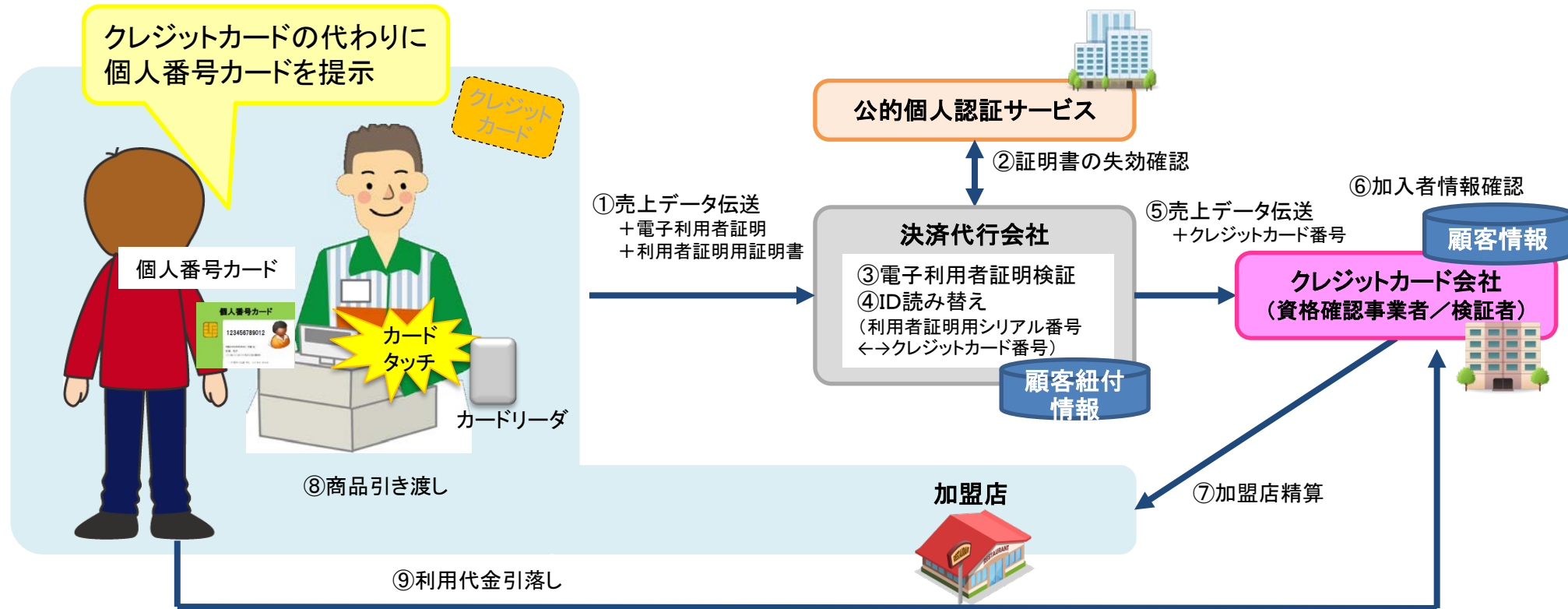
<要検討事項>

・インタフェース開発(証明書交付は「既存のコンビニ交付」と同様)
・手数料請求・納付・決済方法、金融機関における事務負担、費用負担モデル 等

ユースケース例(金融・決済)

● 決済分野における資格確認の活用イメージ

個人番号カード(公的個人認証サービスの利用者証明用シリアル番号)とクレジットカード番号をあらかじめ紐付けておくことで、個人番号カードを利用して、実店舗やオンライン店舗での商品購入が行うことができる(デビットカードもほぼ同様)。



<特徴>

- ・現金マーケットのキャッシュレス化、メインカード化の促進が期待
- ・即与信・即カード番号通知による顧客利便性の向上が期待

<要検討事項>

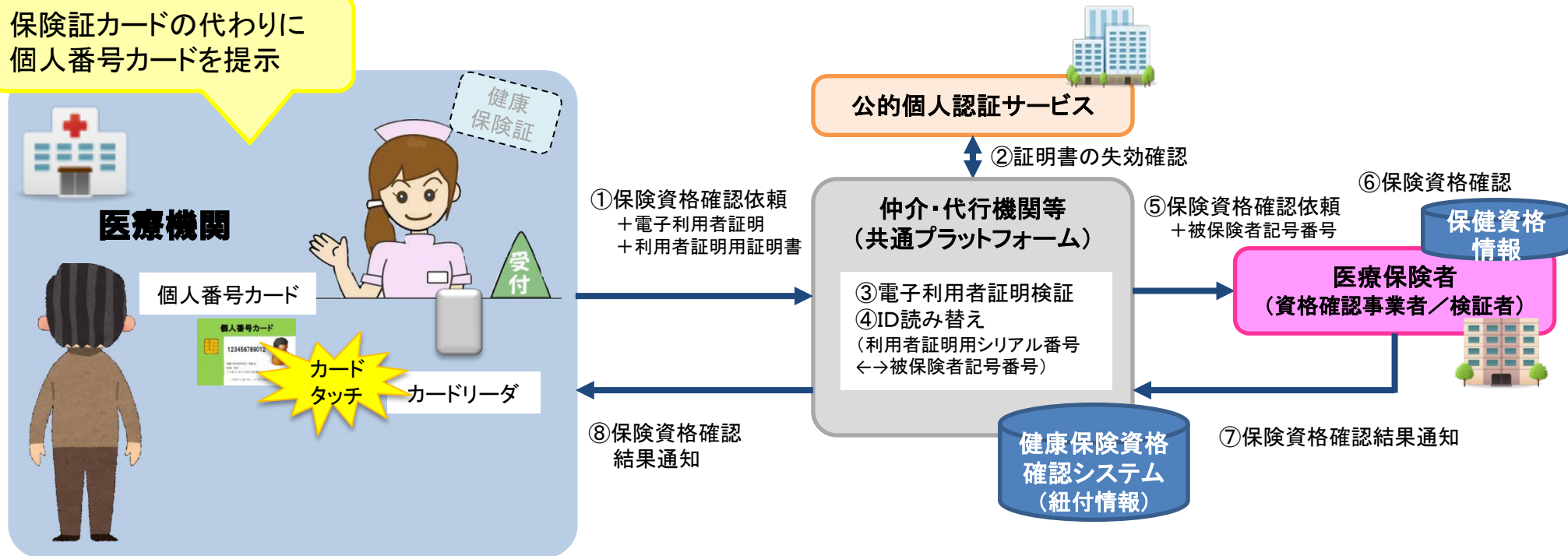
- ・決済事業者と決済代行会社との機能分担の明確化
(利用者証明用シリアル番号と顧客情報の紐付け情報の管理等) 等

ユースケース例(医療)

●医療分野における資格確認の活用イメージ

個人番号カード(公的個人認証サービスの利用者証明用シリアル番号)と被保険者記号番号をあらかじめ紐付けておくことで、医療機関受診時などにおいて、健康保険証の代わりに個人番号カードを提示し、オンラインで健康保険の即時資格確認を行う。

保険証カードの代わりに
個人番号カードを提示



<特徴>

・保険請求業務において、医療機関と医療保険者間で資格確認誤り等による返戻業務が多数発生しており、双方にとって医療事務の大幅な効率化・改善効果が期待

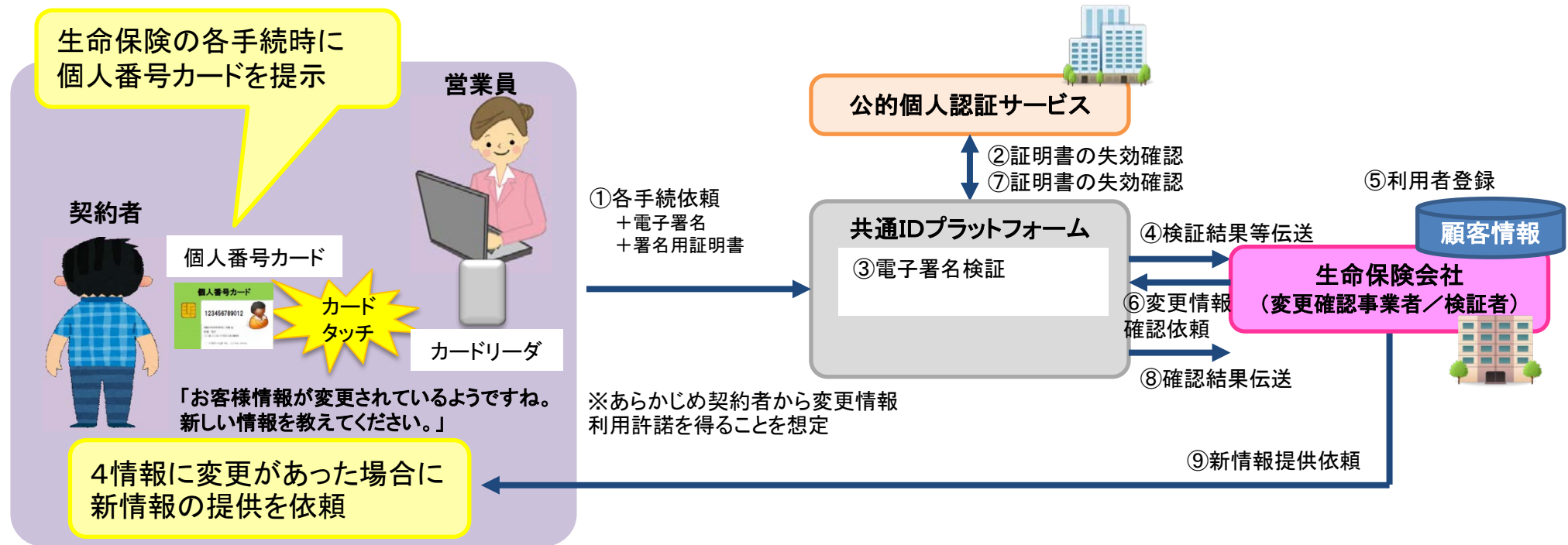
<要検討事項>

・共通プラットフォームの開発、既存システムとの連携・標準化
・健康保険資格確認システムの構築、事業主体・費用負担の在り方の検討、関係機関との連携体制構築 等

ユースケース例(保険・銀行)

● 保険分野における変更確認の活用イメージ

各手続を個人番号カード(公的個人認証サービスの電子署名の機能)で行っていただき、生命保険会社側では保存してある署名用証明書の失効情報を定期的に確認することで、契約者の4情報の変更有無を把握でき、契約者に新情報提供を依頼できる。



<特徴>

・顧客情報の変更有無や年月日を把握・連携することで、お客様対応が強化されることが期待

※金融機関においても同様のユースケースが実現した場合には、非常に有益である。

<要検討事項>

・システマ的な認証引継方法、認証共有のルール化
・個人番号カード発行の推進策(カードリーダーの導入・拡大策)等

これまでのSWG会合で指摘された主な意見

(技術面での課題)

- ユースケース間の技術的連携(認証連携を含む)に関する検討が必要
- 利用者(特に高齢者)を意識した使いやすいユーザインタフェースが望まれる
- 共通IDとしての利用者証明用シリアル番号の活用の在り方についての検討が必要
- 個人番号カード(公的個人認証)と各種サービスの顧客情報の紐付け作業における、現実性の確保(特に住所や氏名に変更がある場合)が必要

(ルール面での課題)

- 公的個人認証サービスを活用するにあたり、対象事務の所管省庁との協議が必要なことにも留意が必要
- 過去の実証実験等の知見を踏まえて、ユースケース毎に、サービス利用時におけるPIN入力の要否の考え方等に関する整理が必要
- 共通プラットフォームを用いて検証を行う場合の制度上の位置付け(代行、委託等)についての整理が必要

(運用面での課題)

- 公的個人認証サービスを利用する際に必要となるコストや作業を明確にすることが必要
- 個人番号カード(公的個人認証)と各種サービスを紐付けて利用する場合、カード紛失時の手続等を明確にしておくことが必要(廃止、一時停止、再活性化等)

これまでのSWG会合で指摘された主な意見

(運用面での課題)(続き)

- 公的個人認証について必ずしも詳しい知識を有しない民間企業等のために、検証者に求められる要件等について、適切に情報提供することが必要
- 電子証明書が失効した場合のサービスの継続性について、具体的な検討が必要
- 資格確認のユースケースにおいて、個人番号カード(公的個人認証)にどのようなサービスが紐付られているのか、本人にしかわからない。そのため、それを特定するための機能の必要性と在り方について、議論を深めていくことが必要

(その他の課題)

- プレゼンテーションやアンケートによって多数のユースケースへの期待が示されている。今後は、事業者にもメリットがあるもの、ユーザに訴えかけるもの、有望ではあるが関係者の調整が必要なもの等の観点から、優先順位の絞り込みをしていくことが必要

今後の検討の方向性

- SWG構成員からのプレゼンテーションやアンケート結果等を踏まえ、提案された各ユースケースについて、国民利便性や社会的影響度等の観点から、優先順位を付ける
- システム実現性等の観点から検討を深め、関係事業者毎に必要な「作業」と「コスト」の具体化を図る
- WG及びSWGにおける議論や指摘事項等を踏まえ、各ユースケースの実現に向けた「技術面」、「ルール面」での課題の抽出・整理を行うとともに、それらの解決の方向性の提示に努める
- 通信・放送分野における公的個人認証サービス導入のためのロードマップの具体化について検討する
- 比較的短期間での実用化が見込まれるユースケースを中心に、平成25年度補正予算を活用した実証実験の進め方の具体化を図る
- 以上の検討結果について、本年5月上旬を目途に報告する予定

(参考) SWG構成員名簿(1/2)

番号	名前(敬称略)	所属・役職	備考
1	大山 永昭 (おおやま ながあき)	国立大学法人東京工業大学像情報工学研究所教授	主査
2	翁長 久 (おなが ひさし)	独立行政法人情報通信研究機構経営企画部統括	構成員
3	小尾 高史 (おび たかし)	国立大学法人東京工業大学像情報工学研究所准教授	構成員
4	鴻田 道祐 (こうだ みちひろ)	日本生命保険相互会社サービス企画部専門部長	構成員
5	齋藤 義男 (さいとう よしお)	東日本電信電話株式会社理事ビジネス&オフィス営業推進本部公共営業部長	構成員
6	佐藤 好哉 (さとう よしや)	三鷹市市民部長	構成員
7	柴垣 圭吾 (しばがき けいご)	一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟企画部部長	構成員
8	地平 茂一 (じひら しげかず)	住友商事株式会社ケーブルテレビ事業部事業推進第二チーム長	構成員
9	高橋 直樹 (たかはし なおき)	株式会社クレディセゾン代表取締役専務	構成員
10	戸田 文雄 (とだ ふみお)	日本電気株式会社パブリックビジネスユニット主席政策主幹	構成員
11	内藤 直樹 (ないとう なおき)	神戸市企画調整局医療産業都市・企業誘致推進本部担当部長	構成員
12	中村 信次 (なかむら しんじ)	株式会社日立製作所 公共システム事業部公共ビジネス推進部担当部長	構成員
13	錦織 康之 (にしおり やすゆき)	富士通株式会社公共営業本部次世代電子行政推進室長	構成員

(参考) SWG構成員名簿(2/2)

番号	名前(敬称略)	所属・役職	備考
14	庭野 栄一 (にわの えいかず)	日本電信電話株式会社 研究企画部門担当部長	構成員
15	林 幸也 (はやし ゆきや)	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 第三営業本部営業推進部門担当部長	構成員
16	堀内 浩規 (ほりうち ひろき)	KDDI株式会社 メディア・CATV推進本部メディアプロダクト技術部部長	構成員
17	柳町 暁 (やなぎまち さとる)	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 第二公共システム事業部営業部第二営業担当部長	構成員
18	山田 伸治 (やまだ しんじ)	日本郵便株式会社事業開発推進本部企画役	構成員
19	吉本 和彦 (よしもと かずひこ)	フィデアホールディングス株式会社代表執行役副社長	構成員
20	樫本 一憲 (かしもと かずのり)	日本年金機構品質管理部業務刷新グループ長	オブザーバ
21	竹腰 誠司 (たけこし せいじ)	地方公共団体情報システム機構 個人番号プロジェクト推進部個人番号準備グループ次長	オブザーバ
22	金崎 健太郎 (かなさき けんたろう)	内閣官房社会保障改革担当室内閣参事官	関係省庁
23	橋本 敏 (はしもと さとし)	総務省行政管理局行政情報システム企画課長	関係省庁
24	望月 明雄 (もちづき あきお)	総務省自治行政局住民制度課外国人住民基本台帳室長	関係省庁
25	中安 一幸 (なかやす かずゆき)	厚生労働省政策統括官付情報政策担当参事官室室長補佐	関係省庁
26	宮里 孝則 (みやざと たかのり)	経済産業省商務情報政策局情報政策課情報プロジェクト室室長補佐	関係省庁